

「よくあるお問合わせ」

＊ご確認の上、ご不明点があれば実習支援部 相談支援課へご連絡ください。

PDF 内の検索は
キーボードの「Ctrl」と「F」ボタンを同
時に押すと検索窓が開きます。

【技能実習】

2026 年 3 月 10 日時点

	質問内容	回答	参考資料・URL
1-1	事業協同組合を設立するにはどうしたらいいですか。	団体監理型技能実習において監理事業を行うことが認められる法人の一つとして、事業協同組合があります。事業協同組合の設立を検討する場合は、全国中小企業団体中央会の「都道府県中央会一覧」をご覧のうえ、各都道府県中央会にお問い合わせください。	全国中小企業団体中央会 都道府県中小企業団体中央会 https://www.chuokai.or.jp/index.php/bussinesslink/chuokailinklist/
1-2	監理団体は職業紹介事業の許可が必要ですか。	通常、求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっせんする場合、職業紹介事業の許可が必要になります。しかし、技能実習制度においては監理団体の許可を受ければ、技能実習に限って職業紹介事業を行うことができます。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第 5 章 監理団体の許可等 https://www.otit.go.jp/system/outline/
1-3	技能実習計画の作成指導者とはどのような役割ですか。	団体監理型の実習実施者が技能実習計画を作成するにあたっては、技能実習計画作成指導者と呼ばれる監理団体の役職員(常勤・非常勤を問わない)による指導や確認が必要です。 作成指導者には以下の①～③の要件及び業務が求められます。 ① 技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有すること ② 実習実施者が技能実習生に従事させようとする作業が、技能実習を行わせる事業所において通常行われている内容であることを確認すること ③ 当該作業が移行対象職種・作業に係るものである場合には、実習実施者に審査基準を丁寧に説明し、定められている業務の内容が必須業務等として実施可能であることを確認すること	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第 5 章 監理団体の許可等 https://www.otit.go.jp/system/outline/
1-4	監理団体と業務委託契約を締結した者を作成指導者に任命することは可能ですか。	監理団体と雇用契約がない者を作成指導者として、技能実習計画の作成指導を行わせた場合は、技能実習法第 38 条の、名義貸しに該当するおそれがあります。業務委託契約では監理団体との雇用関係がないため不可となります。 違反した場合には、罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の対象となります。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第 5 章 監理団体の許可等 https://www.otit.go.jp/system/outline/
1-5	監理団体が実習実施者に対して行う定期監査の頻度について、どのように考えればよいですか。	入国後講習開始日の属する月を起算月として、3月ごとに少なくとも1回監査を実施する必要があります。 例えば、講習開始日が 4 月であれば、6 月末日までに 1 回以上実施、次回は、7 月 1 日から 9 月末日までの間に 1 回以上実施となります。	外国人技能実習機構(OTIT) よくあるご質問(その他) No.1-2 https://www.otit.go.jp/upload/docs/%E7%B5%90%E5%90%88%20%E3%82%88%E3%81%8F%E3%81%82%E3%82%8B%E8%B3%AA%E5%95%8F.pdf
1-6	監理団体において、新たに職種を追加したいです。	外国人技能実習機構(OTIT) 本部技能実習部審査課へ変更届出を行ってください。右記のリンクに提出書類一覧表がありますのでご覧ください。なお、特定職種(自動車整備、介護、漁船漁業・養殖業)の場合は、特定職種以外の場合とは提出書類が異なりますので、個別の提出書類一覧表をご覧ください。	外国人技能実習機構(OTIT) 変更届案内 https://www.otit.go.jp/supervisor/procedure/change/
1-7	入国後講習は対面で行う必要がありますか。	入国後講習の実施は、机と椅子が整えられた学習に適した施設で行わなければなりません。ただし、講師と技能実習生が同時に双方向で意思疎通する方法(音声と映像が伴うものに限る)によりオンラインで実施することも可能です。 なお、オンラインで入国後講習を行う場合であっても、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第4章 技能実習計画の認定等 https://www.otit.go.jp/system/outline/
1-8	受け入れ人数枠の算定基礎となる常勤職員の定義について教えてください。	以下のいずれかに該当する場合は、技能実習の人数枠における常勤職員とみなされます。 ① 所定労働日数が週 5 日以上及び年間 217 日以上であって、かつ、週所定労働時間が 30 時間以上 ② 雇用保険の被保険者であって、かつ、週所定労働時間が 30 時間以上 常勤職員には、外国にある事業所に所属する常勤職員、技能実習生、実習実施者で働く派遣労働者を含みません。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第4章 技能実習計画の認定等 https://www.otit.go.jp/system/outline/
1-9	常勤職員は法人単位ですか。	常勤職員は法人単位です。 ただし、介護職種については事業所単位です。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第4章 技能実習計画の認定等 https://www.otit.go.jp/system/outline/ 外国人技能実習機構(OTIT) 特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について- 第4 技能実習生の人数枠に関するもの https://www.otit.go.jp/system/specific type/care/
1-10	建設関係職種や介護職種は受け入れ人数枠に固有要件があると聞きました。その要件はどのようなものですか。	(建設関係職種) ① 上述 1-9 の基本人数枠に上乗せされる要件として、技能実習生の総数が常勤職員の総数を超えることが出来ません。 ② ただし、実習実施者・監理団体の両方が優良要件を満たしていれば①の適用はありません。優良要件については JITCO ホームページ(外国人技能実習制度とは)をご参照ください。 詳細は、建設関係職種の基準に関する運用要領をご確認ください。 (介護職種) ① 事業所単位で、介護を主たる業務とする常勤介護職員の総数に応じて設定されています。 ② 技能実習生の総数が事業所の常勤介護職員の総数を超えることは出来ません。 ③ 法人単位ではなく事業所単位、「施設種別コード表」(介護参考様式第 8 号別紙)に掲載の事業所になります。 詳細は、介護職種の基準に関する運用要領をご確認ください。	外国人技能実習機構(OTIT) 特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-建設関係職種等の基準について- 第3 技能実習生の数 https://www.otit.go.jp/system/specific type/building/ JITCO 外国人技能実習制度とは https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/ 外国人技能実習機構(OTIT) 特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について- 第 4 技能実習生の人数枠に関するもの https://www.otit.go.jp/system/specific type/care/

	質問内容	回答	参考資料・URL
1-11	技能実習生は深夜時間帯の実習をできますか。	技能実習が、技能等の修得等を目的として行われているため、時間外労働や休日労働、深夜労働については、技能実習を行わせる合理的な理由がない限り、原則として行われることが想定されています。 一方で、技能等の修得の観点から実習が深夜時間帯に行われる合理的な理由がある場合に限り、計画認定を受けた上で実習を行わせることが認められています。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第4章 技能実習計画の認定等 https://www.otit.go.jp/system/outline/ 外国人技能実習機構(OTIT) よくあるご質問(技能実習計画の認定申請関係)9-2 https://www.otit.go.jp/upload/docs/%EF%BD%92%E3%82%88%E3%81%8F%E3%81%82%E3%82%8B%E3%81%94%E8%B3%AA%E5%95%8F%EF%BC%88%E6%8A%80%E8%83%BD%E5%AE%9F%E7%BF%92%E8%A8%88%E7%94%BB%E3%81%AE%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E7%94%B3%E8%AB%8B%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%89250123.pdf
1-12	技能検定と技能実習評価試験の試験問題はどこで見られますか。	技能検定の参考資料は、中央職業能力開発協会(JAVADA)の「技能検定試験問題公開サイト」をご覧ください。 ただし、機械保全、ビルクリーニング、林業の職種は個別の試験実施機関にご照会ください。 技能実習評価試験の参考資料は、各試験実施機関にご照会ください。	中央職業能力開発協会 技能検定試験公開サイト https://www.kentei.javada.or.jp/ 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会(機械保全職種の試験実施機関) https://www.kikaihozenshi.jp/basic/ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会(ビル・クリーニング職種の試験実施機関) https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/foreigner 一般社団法人林業技能向上センター(林業職種の試験実施機関) https://ringyou-gino.org/foreign/index.php 外国人技能実習機(OTIT) 試験実施機関一覧 https://www.juken.otit.go.jp/ichiran_kikan.pdf
1-13	一定の危険・有害な業務に労働者を就かせるときに必要な特別教育の内容や時間数について教えてください。	危険・有害な業務に労働者を就かせるときに事業者が行わなければならない教育のことを特別教育といいます。日本人・外国人に関係なく、必要となる特別教育を実施しないことは労働安全衛生法に違反します。 特別教育の内容については、安全衛生情報センターの「安全衛生特別教育規程」をご覧ください。	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-16/hor1-16-1-1-0.htm
1-14	技能実習生が受講できる特別教育・技能講習機関はありますか。	特別教育は自社内で実施することも可能ですが、社外の教習機関を利用することもできます。なお、特に危険・有害な業務は特別教育ではなく技能講習の受講が必要となります。 教習機関による特別教育・技能講習をご希望の際は、JITCO の「技能実習生の技能講習・特別教育受講」をご覧ください。	JITCO 実習生保護支援・在留支援 https://www.jitco.or.jp/ja/service/protection/index.html
1-15	介護職種の教材はありますか。	JITCO では介護職種の技能実習生向け、介護施設や仕事の内容、日本語について学ぶためのテキストを販売しています。 また、公益社団法人日本介護福祉社会が日本の介護を学ぶための総合プラットフォームを提供しています。	JITCO 教材オンラインショップ https://onlineshop.jitco.or.jp/ 公益社団法人日本介護福祉社会 にほんごをまなぼう https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/
1-16	以前、JITCO からもらった技能実習修了証明書を再発行してください。	JITCO は旧技能実習制度において「技能実習修了証明書」の発行事業を厚生労働省より受託しておりましたが、2017 年 10 月末で当事業はすでに終了しており、証明書の再発行はいたしません。 なお、旧制度の証明書は特定技能制度における評価調書には該当しません。また、同証明書を提出しても特定技能の試験は免除されません。 2017 年 11 月からの現行制度においては、厚生労働省の HP に新しい技能実習修了証明書の書式が掲載されておりますので、右記 URL をご参照ください。	JITCO 技能実習修了証明書について https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/3321/ 厚生労働省 技能実習修了証明書について https://www.mhlw.go.jp/stf/syuuryousyoumeisyo.html
1-17	国民年金・厚生年金の脱退一時金について教えてください。	技能実習生を含め、日本国籍を有しない者が国民年金、厚生年金保険(共済組合等を含む)の被保険者(組合員等)資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から 2 年以内に脱退一時金を請求することができます。 請求の対象となる保険料納付済期間等の月数には下限と上限があり、下限が 6 ヶ月間、上限が 60 ヶ月間(5 年間)となっております。 申請にあたっては、①日本に住所を有していない、②被保険者でないこと等が求められます。 詳細は、日本年金機構の HP をご覧のうえ、同機構にお問い合わせください。 なお、老齢年金の受給資格は 10 年以上公的年金に加入することであるため、技能実習 5 年+特定技能 5 年の計 10 年支払いを行った場合、老齢年金受給の対象となります。ただし、脱退一時金を請求すると、請求対象となった期間は公的年金制度に加入していた期間から除かれるため、注意してください。	日本年金機構 脱退一時金の制度 https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html 外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習生も公的年金制度への加入が必要です https://www.mhlw.go.jp/content/000721075.pdf
1-18	技能実習生に租税条約は適用されますか。	技能実習生は、原則として、賃金から所得税(国税)と住民税(地方税)を控除されますが、出身国と日本国との間で租税条約が締結されている場合は、これらの税が免除されることがあります。 詳細は、外国人技能実習機構(OTIT)の「税金の免除に関するお知らせ」をご覧ください。	外国人技能実習機構(OTIT) 税金の免除に関するお知らせ https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200925-1.pdf
1-19	帰国旅費は誰が負担しますか。	技能実習を修了して帰国する場合や技能実習 3 号の一時帰国の場合、また何らかの理由で途中帰国する場合も、いかなる理由であれ、技能実習生の帰国旅費は監理団体または企業単独型実習実施者に負担の義務があります。 なお、監理団体が監理費の中(種類「その他諸経費」)に帰国旅費を含めて実習実施者から徴収することは認められています。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第 4 章 技能実習計画の認定等 https://www.otit.go.jp/system/outline/

	質問内容	回答	参考資料・URL
1-20	技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の配置について	技能実習責任者は法人単位、技能実習指導員及び生活指導員は事業所単位で選任しなければなりません。技能実習を継続して行わせる体制を整備するためには、必ずしも技能実習指導員と技能実習生を常に同時に配置することまで求められるものではありませんが、技能実習指導員は技能実習生を直接指導する必要があることから、その指導が適切に行われるよう複数人選任する等の体制を整備することが望めます。 JITCO では技能実習責任者講習、技能実習指導員講習、生活指導員講習を開催しております。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第4章 技能実習計画の認定等 https://www.otit.go.jp/system/outline/ JITCO 養成講習のお申し込み https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training/#request
1-21	技能実習生が妊娠した場合、どのように対応したらいいですか。	妊娠、出産等を理由とした技能実習生の解雇や不利益な取扱い は法律で禁止されています。また、送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合、また、その場合に監理団体がそれを知りながら何ら措置を講じなかった場合は、技能実習計画の認定取消し又は監理団体の許可の取消しの対象になります。 一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、技能実習計画の変更認定申請を行ってください。 技能実習生から妊娠を伝えられた場合の対応については、外国人技能実習機構(OTIT)による案内と相談窓口をご参照ください。 また、妊娠や出産をした場合等における在留資格上の取扱いについては、最寄りの地方出入国在留管理局にご相談ください。	出入国在留管理庁 技能実習生の妊娠・出産について https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00033.html 技能実習機構(OTIT) 監理団体・実習実施者向け妊娠・出産リーフレット「外国人技能実習機構(OTIT):監理団体・実習実施者の皆様へ 大切なおしらせ 妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません」 https://www.otit.go.jp/files/user/230406-101.pdf 外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第4章 技能実習計画の認定等 https://www.otit.go.jp/system/outline/
1-22	技能実習生が結婚を望んだ場合、どうなりますか。	技能実習生同士が結婚する場合は、独身証明書を各国の在日大使館で入手し、市区町村の窓口へ婚姻届を提出してください。制度上、家族の帯同は認めていませんので、在留資格は技能実習のままとなります。 日本人と結婚する場合で、在留資格の変更を希望する場合は、住所地を管轄する地方出入国在留管理局へご相談ください。なお、事前に実習実施者、監理団体、送出機関へも報告しておくようにしてください。 技能実習を終了する場合には、外国人技能実習機構(OTIT)へ「技能実習実施困難時届出書」を提出してください。 他の在留資格で在留中の外国人と結婚する場合も、事前に最寄りの地方出入国在留管理局へご相談ください。	出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター等 https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html 出入国在留管理庁 FRESC(外国人在留支援センター) https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html
1-23	技能実習生のための生活マニュアルや行政手続について書かれているものはありますか。	日本で生活する技能実習生に向けて、「技能実習生手帳」が用意されています(PDFまたはアプリ)。 ●中国語●ベトナム語●タガログ語(フィリピン) ●インドネシア語●タイ語●カンボジア語 ●ミャンマー語●モンゴル語●英語 JITCO では、日本で生活する外国人向けに、自治体での手続、交通機関・医療機関の利用方法、公的年金等について、母国語で説明した教材(有料)を用意しています。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習生の皆様へ 技能実習生手帳 https://www.otit.go.jp/trainee/ja/howto/handbook/ JITCO 日本の生活案内(新訂版) https://onlineshop.jitco.or.jp/shopdetail/000000000233/ct39/page1/recommend/
1-24	母国語で相談したい場合はどうしたらいいですか。	(OTIT) 技能実習生が仕事や日常生活等に関して母国語で相談したい場合は、外国人技能実習機構(OTIT)が電話・メール・手紙による多言語での相談を無料で実施しています。 対応可能言語: ●ベトナム語●中国語●インドネシア語●フィリピン語 ●英語●タイ語●カンボジア語●ミャンマー語 (CLAIR) 日本に住んでいる外国人が生活上の問題で相談したい場合は、各地域に地域国際化協会の多言語相談窓口があります。対応可能な言語等については、相談窓口一覧表をご確認ください。	外国人技能実習機構(OTIT) 母国語相談窓口(母国語相談ホットライン) https://www.otit.go.jp/trainee/ja/consult/contact/ 技能実習 SOS・緊急相談専用窓口 https://www.otit.go.jp/upload/docs/リーフレット(SOS・緊急相談).pdf https://www.otit.go.jp/sos.html 地方事務所・支所での相談窓口 https://www.otit.go.jp/trainee/ja/consult/local/ 一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR) 地域国際化協会:日本に住んでいる外国人向け多言語相談窓口 http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html
1-25	入国前結核スクリーニングは開始されていますか。	フィリピン・ネパールは2025年3月24日から、ベトナムでは2025年5月26日から、各国の指定健診医療機関で入国前結核スクリーニングの受付を開始しています。	厚生労働省 入国前結核スクリーニングの実施について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index_00006.html 入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン https://www.mhlw.go.jp/content/001469332.pdf
1-26	技能実習生が行方不明になった場合の手続きはどうしたらよいでしょうか。	途中帰国は帰国日までに、それ以外は技能実習が困難になった事由発生後の2週間以内に外国人技能実習機構(OTIT)地方事務所・支所認定課へ以下の書類を提出する必要があります。 ※途中帰国の場合 ① 技能実習困難時届出書 ② 技能実習生の意思確認書 ※行方不明の場合 ① 技能実習困難時届出書 ② 行方不明が発生した際の状況説明書(参考様式1-46号)と直近3か月分の実習内容及び報酬支払状況が確認できる資料の写し	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第4章 技能実習計画の認定等 https://www.otit.go.jp/system/outline/